

お知らせ

1030857
**重度障がい者へ
 自家用車燃料費を
 助成します**

▼助成内容 月額500円（年間最大6000円）の燃料費助成券を交付。
 ▼対象 公共交通やタクシーの利用が困難な、重度障がいの手帳所持者（身体障がい者手帳1級・2級、療育手帳A・A1・A2、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者）。ただし、障がい者タクシー料金助成、知的障がい者交通費助成、精神障がい者交通費助成を受けていない人。

▼申請開始 5月1日。
 ▼申請方法 助成対象となるいずれかの手帳、車検証を持参し、直接、障がい福祉課（市役所1階）へ。詳しくは、市庁をご覧ください。
 問 障がい福祉課 ☎(632) 2361

1026580
**精神障がい者
 保健福祉手帳所持者へ
 交通費を助成します**

▼助成内容 在宅の障がい者が公共交通などを利用する際の交通費。精神障がい者保健福祉手帳1級II

タクシー券、2・3級II t o t r a への福祉ポイントの付与（最大1万2000円分、バス・地域内交通乗車にのみ利用可）など。

▼対象 精神障がい者保健福祉手帳所持者。ただし、知的障がい者等交通費助成、障がい者タクシー料金助成、障がい者自家用車燃料費助成を受けていない人。
 ▼申請開始 4月7日。
 ▼申請方法 精神障がい者保健福祉手帳、t o t r a をお持ちの上、直接、障がい福祉課へ。詳しくは、市庁をご覧ください。
 問 障がい福祉課 ☎(632) 2361

1004431
**高齢者の肺炎球菌
 予防接種**

▼期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日。
 ▼会場 市庁に掲載している県内指定医療機関。県内指定医療機関以外で接種する場合は、接種前に保健予防課（竹林町・保健所内）へ「予防接種依頼書交付申請書」を提出する必要があります。また、接種費用は全額自己負担した後、償還払いとなります。
 ▼回数 生涯1回。
 ▼対象 市内在住の肺炎球菌予防接種を受けたことがない、次のい

高額介護合算療養費を支給します

問 保険年金課 ☎(632) 2307

- ▼支給対象 令和4年7月31日現在で、後期高齢者医療制度に加入している世帯。
- ▼対象期間 令和3年8月1日～令和4年7月31日に支払った医療費と介護保険の介護サービス費などの合計額が限度額（下の表）を超えた世帯。ただし、医療費では食費・差額ベッド代・保険適用外の経費、介護サービス費では食費・滞在費・日常生活費などは対象外。
- ▼申請方法 支給申請書（4月中旬に発送予定）に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

区分	所得要件	限度額
現役並み所得者	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	課税所得145万円以上380万円未満	67万円
一般	「現役並み所得者」および「低所得者」以外	56万円
低所得者	世帯全員が住民税非課税（※以外）	31万円
	※世帯全員が住民税非課税で、必要経費を差し引いた所得0円	19万円

ずれかに該当する人。①令和5年度に、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人②満60～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、HI

Vによる免疫機能に障がいがあり、身体障がい者手帳1級程度の人。
 ▼費用 2500円。
 ▼持ち物 健康保険証などの生年月日の分かるもの。②に該当する人は身体障がい者手帳の写し。
 ▼その他 市民税非課税世帯、生活保護受給者、中国残留邦人の認定を受けている人は、接種費用が免除になる無料券が発行されます。該当者は、予防接種を受ける前に、身分証明書をお持ちの上、保健予防課、保健と福祉の相談（市役所

対象

年齢	生年月日
65歳	昭和33年4月2日～ 昭和34年4月1日
70歳	昭和28年4月2日～ 昭和29年4月1日
75歳	昭和23年4月2日～ 昭和24年4月1日
80歳	昭和18年4月2日～ 昭和19年4月1日
85歳	昭和13年4月2日～ 昭和14年4月1日
90歳	昭和8年4月2日～ 昭和9年4月1日
95歳	昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日
100歳	大正12年4月2日～ 大正13年4月1日

4月から健診の予約ができます

☎1004396

健康増進課 ☎(626) 1129

令和5年度の健診は、個別健診を5月1日(月)から、集団健診を5月8日(月)から実施します。

1 個別健診

▼予約方法 受診する前に市内指定医療機関へ、直接、お問い合わせください。

2 集団健診(市保健センター他)

▼予約方法 電話またはインターネットで、健診予定日の14日前までに予約してください。インターネットは、集団健診予約システム [URL1](#) からメールアドレスを入力し、届いたメールから予約。メールが届かない場合は、市集団健診予約センター ☎(611) 1311へ。

▼予約開始 インターネット=4月1日。電話=4月3日。

市集団健診予約センター

☎(611)1311

受付時間 月～金曜日
(祝休日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※予約開始日は電話がつながりにくくなりますのでご了承ください。

集団健診予約システム

(24時間予約可)

- ▼スマートフォン
右のQRコードを読み取る。
- ▼パソコン
市HP画面左側の「オンラインサービス」内「集団健診予約システム」を選択してください。



■その他 日程や会場など、詳しくは、「健康づくりのしおり」や市HPをご覧ください。また、受診券は、4月末に発送を予定しています。

市HP▶

4月2日は自閉症啓発デー

発達障がいを正しく理解しよう

「みんなたいせつ こせい とくせい たようせい」

(令和5年度キャッチコピー)

☎1004265

子ども発達センター ☎(647) 4720

毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2～8日は「発達障害啓発週間」です。「癒やし」や「希望」を表すブルーが自閉症のシンボルカラーです。

発達障がいってなんだろう

発達障がいは、生まれつきの脳の働き方の違いにより、行動や情緒に特性がある状態で、育て方の問題ではありません。

しかし、特性のため保護者が育児の悩みを抱えたり、本人は生きづらさを感じたりすることがあります。個々の状態に応じて日常生活を工夫することで、特性を生かしたり、日常生活の困難を軽減させることができます。

発達障がいの人は、「困った人」ではなく「困っている人」であることを理解し、認め合う社会をめざしましょう。

発達障がい理解啓発紙を配布中

本市では、発達障がい理解啓発紙「発達障がいを正しく理解しよう」を作成し、子ども発達センター(鶴田町)、教育センター(天神1丁目)などで配布(市HPからも取出し可)しています。「乳幼児期編」の他、「学童期編」「思春期・青年期編」もあります。

発達障がい関連イベント

期間中は、パネル展などを実施します。詳しくは、●ページをご覧ください。



1階)、各図・図で申請してください。
 保健予防課 ☎(626) 1114
高齢者等地域活動支援ポイント事業 交換申請の受け付け開始
対象 次のいずれかに該当する人。①令和3年度に活動をした人のうち、申請が済んでいない人②令和4年度に活動をした人。
申請期間 4月3日～9月29日(消印有効)。

▼申請方法 市社協ボランティアセンター(市総合福祉センター内)に置いてある交換申請書(市HPからも取り出し可)に必要事項を書き、該当する年度のポイント台帳を添えて、直接または郵送で、〒320-0806中央1丁目1-15、市社協ボランティアセンター内ポイント事業受付窓口へ。なお、65歳以上の人が申請する場合は、介護保険証に記載されている被保険者番号を申請書に必ず書いてください。
 市社協ボランティアセンター ☎

(614) 8011、高齢福祉課 ☎(632) 2367
健康ポイント事業 交換申請の受け付け開始
対象 令和4年度の活動で貯めたポイント(5000ポイント上限)。
申請期限 6月30日。
申請方法 自分のスマートフォンにインストールしている「うつのみや健康ポイントアプリ」に、必要事項を入力。

▼その他 令和4年度中に、300ポイント以上貯めた人は、アプリから、協賛企業提供物品がもらえる抽選への参加もできます。また、飲食店などで使える割引券は、6月1日にアプリ上に表示します。
 なお、活動記録票で参加している人のポイント交換申請は、7月1日から開始します。
 健康ポイント事業事務局 ☎0120(990)960、健康増進課 ☎(626) 1128